

静岡市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第1号イの規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）のうち省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護にかかる事業者によって実施されるサービス（以下「訪問介護相当サービス」という。）にかかる人員、設備及び運営に関する事項等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護相当サービス指定事業者 市が指定した訪問介護相当サービスを提供する事業者をいう。
- (2) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (3) 訪問介護相当サービス費用基準額 利用料の算定について、別に定める静岡市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領の例により算定した費用額（当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）
- (4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者（以下「指定事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (5) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(訪問介護相当サービスの事業の一般原則)

第3条 訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療

サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 3 訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 訪問介護相当サービス指定事業者は、法人でなければならない。

第 2 章 訪問介護相当サービス

第 1 節 基本方針

第 4 条 訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第 5 条 訪問介護相当サービス指定事業者が当該事業を実施する事業所（以下「訪問介護相当サービス指定事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5 以上とする。

- 2 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービス指定事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該訪問介護相当サービス指定事業者が指定訪問介護事業者（静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年静岡市条例第 23 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 人以上の

者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら訪問介護相当サービスに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している訪問介護相当サービス指定事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該訪問介護相当サービス指定事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 訪問介護相当サービス指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第5条1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービス指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問介護相当サービス指定事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問介護相当サービス指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第7条 訪問介護相当サービス指定事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有

する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 訪問介護相当サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該訪問介護相当サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問介護相当サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問介護相当サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問介護相当サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認

識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 41 条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第 2 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、訪問介護相当サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 訪問介護相当サービス指定事業者は、第 2 項の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第 2 項各号に規定する方法のうち訪問介護相当サービス指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た訪問介護相当サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第 9 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、正当な理由なく訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 10 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、当該訪問介護相当サービス指定事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業(法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業をいう。第 15 条において同じ。)の実施者(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の訪問介護相当サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 11 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間（省令第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する第 1 号被保険者にあつては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）を確かめるものとする。

2 訪問介護相当サービス指定事業者は、前項の被保険者証に、法第 115 条の 3 第 2 項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第 12 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者（省令第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する者を除く。）については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス指定事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 13 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 27 年静岡市条例第 6 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第 31 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者との連携)

第 14 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 15 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、介護予防サービス計画（省令第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画（第 1 号介護予防支援事業による支援により作成される計画を含む。）を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 16 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 17 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 18 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスを提供した際には、当該訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該訪問介護相当サービスについて法第 53 条第 4 項及び法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 19 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問介護相当サービスに係る訪問介護相当サービス費用基準額から当該訪問介護相当サービス指定事

業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 訪問介護相当サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問介護相当サービスに係る訪問介護相当サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 訪問介護相当サービス指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 訪問介護相当サービス指定事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 訪問介護相当サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第21条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護相当サービスに相当するサービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第22条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 訪問介護員等は、現に訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 24 条 訪問介護相当サービス指定事業所の管理者は、当該訪問介護相当サービス指定事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス指定事業所の管理者は、当該訪問介護相当サービス指定事業所の従業者にこの基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(第 5 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。

(5) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(9) その他サービス内容の管理について、必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第 25 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービス指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第 26 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第 27 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者に対し適切な訪問介護相当サービスを提供できるよう、訪問介護相当サービス指定事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービス指定事業所ごとに、当該訪問介護相当サービス指定事業所の訪問介護員等によって訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

3 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 訪問介護相当サービス指定事業者は、適切な訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 27 条の 2 訪問介護相当サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 訪問介護相当サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 28 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態に

ついて、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービス指定事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 訪問介護相当サービス指定事業者は、当該訪問介護相当サービス指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問介護相当サービス指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問介護相当サービス指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問介護相当サービス指定事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(揭示)

第 29 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービス指定事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該訪問介護相当サービス指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 訪問介護相当サービス指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第 30 条 訪問介護相当サービス指定事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問介護相当サービス指定事業者は、当該訪問介護相当サービス指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問介護相当サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報

報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 31 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービス指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第 32 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 33 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、提供した訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問介護相当サービス指定事業者は、提供した訪問介護相当サービスに関し、法第 115 条の 7 第 1 項及び法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問介護相当サービス指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 訪問介護相当サービス指定事業者は、提供した訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 訪問介護相当サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第 33 条の 2 訪問介護相当サービス指定事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等（指定介護予防支援等基準条例第 3 条第 1 項に規定する担当職員及び同条第 2 項の介護支援専門員をいう。）又は居宅要支援被保険者等（省令第 140 条の 62 の 4 第 1 号又は第 2 号に該当する者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（地域との連携等）

第 34 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービス指定事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第 35 条 訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第 35 条の 2 訪問介護相当サービス指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

（1）当該訪問介護相当サービス指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（2）当該訪問介護相当サービス指定事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（3）当該訪問介護相当サービス指定事業者において、訪問介護員等に対し、虐待の防止の

ための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第36条 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービス指定事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 訪問介護相当サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 訪問介護相当サービス計画

(2) 第18条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第39条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第22条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第38条 訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 訪問介護相当サービス指定事業者は、自らその提供する訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用すること

ができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

- 5 訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第 39 条 訪問介護員等の行う訪問介護相当サービスの方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成するものとする。
- (3) 訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該訪問介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技

術をもってサービスの提供を行うものとする。

- (11) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護相当サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

（訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第40条 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 訪問介護相当サービス指定事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第31条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 訪問介護相当サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 雑則

第41条 訪問介護相当サービス指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されている又は想定されるものについては、書面

に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 訪問介護相当サービス指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この基準の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、この基準による改正後の静岡市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 29 条第 3 項の規定の適用については、同項中「訪問介護相当サービス指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。